

令和6年度 財政状況資料集

総括表（市町村）

都道府県名	群馬県	市町村類型	1-2	指定団体等の指定状況		区分		令和6年度(千円)	令和5年度(千円)	区分		令和6年度(千円・%)	令和5年度(千円・%)	
				財政健全化等	×	歳入総額	3,539,444			3,142,489	実質収支比率			8.2
市町村名	高山村	地方交付税種地	2-2	財源超過	×	歳出総額	3,292,405	2,942,365	経常収支比率	91.8	87.2	(92.0)	(87.6)	
				首都	×	歳入歳出差引	247,039	200,124	(※1)					
人口	令和2年国調(人)	3,511	産業構造(※5)	近畿	×	翌年度に繰越すべき財源	73,948	40,021	標準財政規模	2,108,781	2,075,076	0.28	0.29	
	平成27年国調(人)	3,674		中部	×	実質収支	173,091	160,103	財政力指数	0.28	0.29			
	増減率(%)	-4.4		過疎	○	単年度収支	12,987	42,442	公債費負担比率	8.1	8.7			
住民基本台帳人口(※7)	令和07.01.01(人)	3,260	第1次	山振	○	積立金	21,718	22,184	健全化判断比率					
	うち日本人(人)	3,167		低開発	×	繰上償還金	0	0	実質赤字比率	-	-			
	令和06.01.01(人)	3,268	第2次	指数表選定	○	積立金取崩し額	44,703	0	連結実質赤字比率	-	-			
	うち日本人(人)	3,231				実質単年度収支	-9,998	64,626	実質公債費比率	7.8	7.8			
	増減率(%)	-0.2	第3次			基準財政収入額	547,776	546,364	資金不足比率(※4)					
	うち日本人(%)	-2.0				基準財政需要額	1,964,486	1,923,728						
面積(km ²)	64.18				標準税収入額等	687,214	686,338							
人口密度(人/km ²)	55				経常経費充当一般財源等	1,967,385	1,830,701							
世帯数(世帯)	1,165				歳入一般財源等	2,678,202	2,543,773							
職員の状況(※8)														
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	一般職員等(※6)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	地方債現在高	1,630,675	1,684,670			
	市区町村長	1	6,200		一般職員	56	169,680	3,030	うち公的資金	1,588,324	1,626,672			
	副市区町村長	1	5,230		うち消防職員	-	-	-	地方債現在高(臨時財政対策債除き)	943,091	892,289			
	教育長	1	5,060		うち技能労務職員	-	-	-	債務負担行為額(支出予定額)	-	-			
	議会議長	1	2,670		教育公務員	10	23,041	2,304	収益事業収入	-	-			
	議会副議長	1	1,990		臨時職員	-	-	-	土地開発基金現在高	150,000	150,000			
	議会議員	8	1,800		合計	66	192,721	2,920	財政調整基金	1,228,913	1,251,898			
						ラスパイレシ指数			95.3	積立金現在高	201,682	190,420		
										減債基金	201,682	190,420		
										その他特定目的基金	2,484,057	2,447,590		
一般会計等の一覧		事業会計の一覧		公営企業(法適)の一覧		公営企業(法非適)の一覧		関係する一部事務組合等一覧		地方公社・第三セクター等一覧		(※3)		
項番	会計名	項番	会計名	項番	会計名	項番	会計名	項番	組合等名	項番	団体名			
(1)	一般会計	(3)	高山村国民健康保険特別会計	(6)	高山村簡易水道事業会計	(8)	高山村土地開発事業特別会計							
(2)	高山村農業用水事業特別会計	(4)	高山村後期高齢者医療特別会計	(7)	高山村水をきれいにする事業会計									
		(5)	高山村介護保険特別会計											

(注釈) ※1: 経常収支比率の()内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。
 ※2: 各会計の一覧は主な会計(10会計まで)を記載している。
 ※3: 地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。
 ※4: 資金不足比率欄には、資金が不足している会計のみ記載している。
 ※5: 産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、分類不能の産業を除いて算出。
 ※6: 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「給料月額(百円)」と「一人当たり給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。
 ※7: 人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。
 ※8: 職員の状況については、調査対象年度の地方公務員給与実態調査に基づいている。